

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドラインの一部改正
及び制定に関する意見公募手続の実施について

当協会は、標記の自主規制規則及びガイドラインの改正及び制定（案）を別添のとおり作成し、「意見公募手続の実施に関する規則」に基づき、2024年4月19日から4月28日の間、意見公募手続を実施いたします。

つきましては、本件についてご意見がございましたら、2024年4月28日（日）までにお寄せください。

1. 改正・制定する規則およびガイドライン

- (1) 暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドライン（一部改正）
- (2) 暗号資産等関連デリバティブ取引業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドライン（一部改正）
- (3) 電子決済手段関連業務に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドライン（制定）

2. 改正・制定の趣旨

上記1.(1)暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドラインの改正については、当協会が2022年4月に当規則を改正し、会員（暗号資産交換業者）において、トラベルルール履行のための情報取得等の対応を開始し、その後、2023年6月に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、及びその関係法令の改正により、トラベルルール等に係る各種対応が法令上の義務として会員（暗号資産交換業者）に課せられることになりましたのでこの度、改正された法令体系と自主規制規則の整合性や明確化を図ることを目的に改定（案）を作成したものです。

上記1.(2)及び1.(3)の規則・ガイドラインの改正・制定にかかる趣旨等については、意見公募手続き案件No.14「定款、基本規則、資金決済に関する法律に関する自主規制規則及び金融商品取引法関連自主規制規則の一部改正及び制定について」の資料1「定款・規則の改正及び制定について」（※以下URL）をご参照ください。

※https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/public/public_20240401-01.pdf

3. 添付資料

- ・【別紙1】暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドライン（改正後）

- ・【別紙2】暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドライン（新旧対照表）
- ・【別紙3】暗号資産等関連デリバティブ取引業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドライン（改正後）
- ・【別紙4】暗号資産等関連デリバティブ取引業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドライン（新旧対照表）
- ・【別紙5】電子決済手段関連業務に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドライン（制定）

4. 提出期限

2024年4月28日（日）24時

※意見提出期間は、規定上原則20日以上設けることとなっていますが、上記1.(1)については既に施行された法令に準拠するための改正であり、独自の規定等を新たに設けるものではないほか、上記1.(2)及び(3)については、他規則において既に意見公募手続きを終了しているため（案件No.14）、期間を短縮しております。

以 上

ⁱ トラベルルールとは、「利用者の依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付依頼人と受取人に関する一定の事項を、送付先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならない」というルール。FATF(金融活動作業部会)は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策についての国際基準（FATF基準）において、このルールの導入を各国の規制当局に対して求めている。